

日本エスペラント大会規程

前書き

日本エスペラント大会は、1906年に当時の日本エスペラント協会の年次総会として開催されて以来、その形態・規模を変えつつも、日本在住のエスペランチストを中心とする、国際語エスペラントに関する重要な会合として続いてきた。その伝統の上に立ち、新たなエスペラントの発展を願って、日本エスペラント大会規程を定める。

第1章 総論

第1条 (名称)

本大会は「日本エスペラント大会」と称し、エスペラント名称を Japana Esperanto-Kongreso, 略称を JEK とする。

第2条 (定義)

本大会は、国際語エスペラントの実用・活用のある場であるとともに、エスペラント普及活動を進める場、エスペラントを社会に知らせる場である。また、エスペラントに習熟するための場、エスペラント文化を高める場としても機能する。

第3条 (開催時期)

本大会は、原則として毎年1回開催される。開催期日は大会ごとに定める。

第2章 組織形態

第4条 (主催者)

本大会は、一般財団法人日本エスペラント協会および年ごとに定める開催地のエスペラント団体とにより主催する。なお、同協会による単独開催をさまたげない。

第5条 (日本大会常置委員会)

本大会の恒常性を確保し、年ごとの開催候補地を決定するために、日本エスペラント協会大会組織部内に日本大会常置委員会を置くことができる。日本大会常置委員会の規則は別途定める。

第6条 (開催地の決定)

日本エスペラント大会の開催地は、業務執行理事会において、日本大会常置委員会の提案する開催候補地をもとに決定する。なお、日本大会常置委員会を置かない場合は、大会組織部長が主なエスペラント団体および運動経験者の意見を聴取して、開催候補地を提案する。

第7条 (大会実行委員会)

本大会の実施は、主催者が組織する大会実行委員会がこれにあたる。大会実行委員会は開催地エスペラント団体から選出された現地の委員と日本エスペラント協会が任命する大会担当の委員と両委員の推薦による委員とから構成することができる。

第8条 (大会協力団体)

本大会の実施にあたり、大会実行委員会は、主催者以外の団体に協力をもとめ、該当団体が受諾した場合、これを協賛、協力団体として遇することができる。

第9条（大会の責任者）

本大会の最高責任者として、通常、大会会長を設定する。大会会長は特に決定しない限り、本会理事長が務め、大会の責任を本会理事会が負う。また、別途、大会名誉会長・大会顧問を設定することができる。

第3章 大会内容

第10条（大会番組）

本大会は、おおむね次の大会番組等で構成される。ただし、これに限ることなく、大会ごとの創意を発揮できる。

- (1) 全体会：開会式、閉会式、あるいはこれらを総合した式典など。
- (2) 分科会：大会実行委員会が自ら組織し、あるいは実施を募集して行う。分科会は、参加者限定の非公開のものを含むことができる。
- (3) 公開番組：大会参加費を徴収しないか、別枠で徴収するもので、エスペラント講習、記念講演、演奏会など。
- (4) 階層別番組：青年番組、児童向け番組、託児所など。
- (5) 会場での催し等：展示会、販売所、有料／無料の休憩室など。
- (6) 懇親会、親睦会：食事を含むことができる。
- (7) 観光：大会本体の前後に行うものも含む。
- (8) その他：記者発表など

第11条（付帯事業）

本大会においては、大会会計内で、行事以外の付帯事業を行うことができる。例示すれば、大会期日前の講習会、展示会などである。

第4章 大会会計

第12条（各大会の会計）

本大会の会計は日本エスペラント協会の大会主催事業として扱う。日本エスペラント協会以外の主催団体へは会合費等の諸費用および業務委託費を支払う。

第13条（日本エスペラント大会基金）

日本エスペラント大会への用途指定寄付金を源泉とする日本エスペラント大会基金を設ける。同基金は、本大会の特別企画・プログラムの実施、本大会の安定的・継続的開催および本大会担当委員の業務遂行等のために使用される。

第5章 その他

第14条（改廃）

本規程は、本会の理事会で改廃される。

付則

日本エスペラント協会は、2011年度より日本エスペラント大会常置委員会から本大会を継続的に実施する責任を引き継いだため、本大会規約を日本エスペラント協会の規程として定める。